

高崎市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

市行動計画の策定

新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、市行動計画を作成

対象とする感染症

- ・ 新型インフルエンザ等感染症
- ・ 新感染症

行動計画の構成

- はじめに
- 第1章 対策の実施に関する基本的な方針
- 第2章 各段階における対策

対策の実施上の留意点

- ・ 基本的人権の尊重
- ・ 危機管理としての特措法の性格
- ・ 関係機関相互の連携協力の確保
- ・ 記録の作成・保存

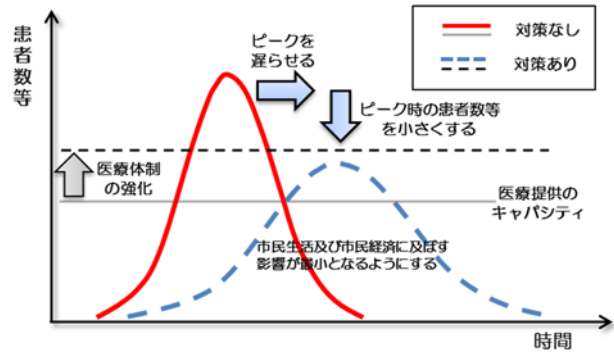
対策の目的及び基本的な戦略

① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。



② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

イ 業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

対策推進のための役割分担

- ・ 国の役割
- ・ 群馬県の役割
- ・ 本市の役割
- ・ 医療機関の役割
- ・ 指定（地方）公共機関の役割
- ・ 登録事業者の役割
- ・ 一般の事業者の役割
- ・ 市民の役割

行動計画の主要7項目

- ① 実施体制
- ② サーベイランス・情報収集
- ③ 情報提供・共有
- ④ まん延防止に関する措置
- ⑤ 予防接種
- ⑥ 医療
- ⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

高崎市の発生段階別の対策（大要）

	未発生期	海外発生期	市内未発生期 市内発生早期	市内感染期	小康期
（１）実施体制					
市対策本部					
（２）サーベイランス・情報収集					
通常サーベイランス					
サーベイランス強化					
積極的疫学調査					
（３）情報提供・共有					
コールセンター					
医療機関相談窓口					
（４）まん延防止に関する措置					
基本的感染対策					
外出自粛要請					
入院勧告					
（５）予防接種					
特定接種					
住民接種					
広域協力体制					
（６）医療					
医療対策会議					
帰国者・接触者外来					
帰国者・接触者相談センター					
抗インフルエンザウイルス薬予防投与					
（７）市民生活及び市民経済の安定の確保					
要援護者対策					
生活関連物資等対策					
火葬・遺体安置対策					

※各対策の実施時期については、あくまで目安であり、流動的なものである。